

平成20年6月

民生文教委員会会議録

平成20年6月18日（水曜日）

午前10時00分から

午前11時42分まで

市役所 第1会議室

◎出席委員（7名）

委員長	上村良一君	副委員長	大沢秀教君
	小林敏彦君		山田拓郎君
	堀江正栄君		高間信雄君
	岡覚君		

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主査 大鹿真君

◎説明のため出席した者の職・氏名

健康福祉部長	加納久司君	学校教育部長	田中康史君
生涯学習部長	奥村照行君	福祉課長	堀場秀樹君
子ども未来課長	佐藤登君	長寿社会課長	松山勝美君
市民課長	高木秀仁君	健康推進課長	鈴木正文君
子ども未来課主幹	瀧川由紀子君	子ども未来課主幹	板津厚子君
庶務課長	中田哲夫君	指導課長	滝誠君
指導課主幹	飯田勝己君	生涯学習課長	落合律子君
生涯学習課主幹	掛布光枝君	市民体育課長	斉木淳一君

◎付託議案

第56号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について

第57号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

第61号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入

+

歳 出 3 款 民生費
4 款 衛生費(1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費)
9 款 教育費

+

+

+

午前10時00分 開議

◎上村委員長 おはようございます。ただいまの出席議員は7名全員でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに民生文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案は、付託議案一覧表に記載のとおり、第56号議案、第57号議案及び第61号議案であります。

議案の朗読をさせていただきます。

第56号議案 犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について、第57号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について、第61号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第3号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 民生文教委員会の所管に属する歳入、歳出 3款民生費、4款衛生費（1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費）、9款教育費、以上でございます。

お諮りいたします。

付託議案の審査方法については、1議案ごとに当局の説明及び質疑を行い、全議案の質疑終了後、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。

最初に、第56号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 （第56号議案説明）

◎上村委員長 説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

ご発言を求めます。

岡委員。

◎岡委員 今の税源移譲によって所得の階層が変化しても、保育料に変化はないというのは、それはそれでわかるんですけども、先日の一般質問でもちょっと取り上げましたように、政府の資料によっても、子育て世代で一番この負担感を感じているのが保育料ということの中で、犬山市の保育料は、国基準よりももっと細分化しているというふうに解しているんですけど、その点、国との比較点とか、県下での比較点とか、どの辺に今の保育料の水準があるのかというのをちょっと、私も久しぶりに民生文教委員会でこういう細かいところで教えていただく機会になりますので、ちょっと教えていただきたいんですが。

◎上村委員長 佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長 まず、国の区分と当市の区分でございますけれども、階層区分としては同じ7階層ということで同並みになっております。ただ、国の方の基準に比べまして、当方は弾力調整ということで低く抑えてあります。そういうことで、国の基準に比べまして階層としては同じですけれども、内容につきましては、国に比べてはかなり低い状態になっているという状況でございます。その弾力の徴収率といたしましては、平成18年度の算定でございますけれども61.04%ということで、国に対してもある程度、私ども弾力調整で低く抑え

ております。

それから、県下の状況ということで、いろいろ調べるわけなんですけれども、平成18年度の区分でいきますと、児童1人当たりの保育料といたしまして、県下35市中、低い方から25番目ということで、ちょっと高めの方の保育料となってしまっております。高い方からいくとその逆になりますので、よろしくお願ひします。

それから、弾力調整徴収率といたしましては、県下、これも低い方からとりまして、またちょっと逆になりますけれども、35市中11番目という形になっておりまして、徴収率としては若干低目となっております。

◎上村委員長 他にございませんか。

〔「なし」の声起る〕

◎上村委員長 質疑なしと認めまして、第56号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第57号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 (第57号議案説明)

◎上村委員長 当局の説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山田委員。

◎山田委員 今回、後期高齢者医療制度ということで、75歳以上のところで分けられたわけですけど、これ要するに世帯の1人がこの後期に移って、例えばもう1人が国民健康保険に残ったとして、その世帯に対する負担って、これは変わらないということなのか、これ半額軽減ってね、世帯平等割が半額になるということなんですけども、要するに世帯に対しての負担というのはどうなるんですか。できればモデルケースか何を示していただいて、こうなるというのがわかると非常にありがたいんですけど。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 まず、国民健康保険で2人お見えになった世帯で、1人が後期高齢者医療制度に移られるんですね。後期高齢者医療制度の中での保険料というのは、例えばおじいちゃんなりが後期高齢者になられまして、後期高齢者医療制度の中の保険料を差し引かれる。おばあちゃんは国民健康保険に残されるもんですから、今回の国民健康保険の保険料の負担の激変緩和ですね、そういうものを緩和するために、緩和内容としては、世帯の平等割額を半額にしようということです。平等割というのは世帯、世帯にかかってきますけども、今回、後期高齢者はおじいちゃんなもんですから、本来おじいちゃんが世帯主なんですけれども、おばあちゃんだけ残ったということで、世帯の方の平等割額を半額にする、それも5年間ですね、そういう改正になっています。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 世帯にかかる負担額が、要するに後期高齢者医療制度によってふえるのかふえないのか。残った方の国民健康保険はこれ半額になるんだけど、後期高齢者医療制度で払う分

も含めて世帯に対しての負担がふえるのかふえないのか。できれば大体、国民健康保険だと収入とか資産の状況によっても金額がいろいろあるものですから、何かモデルケース的なものがあって、大体こういう世帯はこういうふうだから、世帯に対する負担はこういうふうになるんだよというのがわかると非常にありがたいですね。

もう一つは、これ5年ということなんだけど、5年を超えると、結局ふえるということになるんですかね、負担としては。要するにおばあちゃんとおじいちゃんの年の差が大分あって、要するに2人とも後期高齢者医療保険になっちゃえば後期高齢者医療保険なんだけど、国民健康保険に残る年数が5年を超える場合には、負担はふえるということになるんですかね。ちょっとそこら辺も含めて、ちょっと2点お願いします。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 2点のお尋ねでございますが、まず一つは、モデルケースでということですが、一番一般的な国民健康保険に加入してみえるのは夫婦世帯の例で、老齢年金で79万1,100円から年金収入が153万円以下、一般の低所得者といいますか、そういう例でいきますと、今まで夫婦世帯ですと、国民健康保険の保険料というのは2万8,800円だったんです。これは当然6割軽減という軽減がかかっておりますけれども、後期高齢者医療制度へ移りますと、2万8,800円の国民健康保険の保険料が夫婦とも後期高齢者医療保険にする場合は2万4,000円になります。1万2,000円ずつ2人で2万4,000円。1人がおじいちゃんにしますと、後期高齢者医療保険だから1万2,000円、国民健康保険へ残られたおばあちゃんについては1万8,000円で3万円払うわけですね。ですから、試算では2,000円おばあちゃんは、国民健康保険に残った方はふえると。失礼しました。1,200円ですね。1,200円ふえるという、そういう形になります。

もう一つ、5年間を超えるというのは、5年間の時限ですけれども、5年間は先ほど申しましたように、現在の平等割の半額になるものですから、半額の緩和措置が切れますので、平等割額の半額ですので、今2万1,600円が半額になっていますので、その分の半額の時限措置ということになります。1万800円ですね、ふえるのは。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 要するに、今回の条例改正をやっても1,200円ふえると。今おっしゃったモデルケースで言うと、1,200円世帯に対する負担がふえるということではいかどうか、確認、まず1点と、それから、もう一つ、5年で切れた場合ね、切れた場合は、切れたら幾らになるんですか、今のモデルケースの場合、幾らふえるんですかね、その2点。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 おばあちゃんが国民健康保険に残ったと仮定しますと1,200円はふえます。これはそういう計算で出ています。それから、5年後に切れるということでもありますので、この緩和措置は当然先ほども申しましたように、世帯の平等割が半額になっていますので、平等割が全額負担になりますので、その分がふえることになります。ですから、今、国民健康保険税の平等割額が2万1,600円本来でしたらご負担いただくところが、今回の改正で半額になりますので、1世帯に当たり1万800円分の平等割額がふえるということになります。

◎山田委員 5年で切れると1万800円さらにふえると。

◎高木市民課長 さらにふえるということです。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 何で5年なんですかね。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 何でと言っても、これは地方税法の一部改正で5年間という明記がありますので、それを受けての条例改正になっているわけです。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 地方税法はわかるんですけど、市独自にね、5年という期間を延ばすことは可能か不可能か、お願いします。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 これは、法律を受けたいわゆる減免措置でございますが、可能かどうかと言われれば条例上で減免措置を講じるかどうかということになります。5年を超えた場合に、続ける続けられないその根拠が必要と思いますが、条例上で減免を規定するのは可能ではありません。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 想定として、75歳を超えると後期高齢者医療保険なんだけど、ご夫婦の年の差がやっぱり10歳ぐらいの幅というのはあると思うんですね。これ1万800円ふえるというのは結構大きいと思うんだけど、これ5年って結構厳しいなと思ったんですけどね、他の市もやっぱり5年なんですかね。全国的な例も含めて。これは特に例えば勉強してね、こういう移行するに当たっての負担が急にふえないような措置をやっぱり自治体として努力しているところというのはあるんですかね、ほかの自治体で。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 今回の改正は地方税法の一部改正を受けて行うものでありますので、全国一律にこの改定を受けてやるものでありまして、それ以外の減免規定というのは別に条例に定めておるわけでありまして、今回のこの国民健康保険に1人残された方への緩和措置については、地方税法の一部改正を受けての措置でありますので、全国一律だと思います。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 そこなんですよね。今回地方分権の議論もいろいろあったんだけど、お上が決めたからこうじゃなくて、本当に地域としてね、やっぱり地域の実態を踏まえてどうあるべきかということをやっぱり政策的な議論を踏まえてね、年数の設定もしていかないと、やっぱり地方がなかなか成熟していかないと思うんで、そういうところをきちっと議論していきたいなというふうに思いますので、その点だけちょっと指摘をしてとえあえず質疑は一たんここで打ち切ります。

◎上村委員長 他にございませんか。

岡委員。

◎岡委員 今回は救済措置ということの中で、しかし、僕らは思っているのは、いろいろ小手先でやっても、この制度そのもののいろんな矛盾から抜け切れないなと思いつつながら、今聞いていたんですけども、これそもそもね、国の方はこういうことを想定してなかったのか。

負担がすべて市が負担ということでしょう、これを。これ額にすると、どれくらいになるのかね。今の金額が額にするとどれくらいになるのかということと、それから、山田委員が質疑していた年の差というのは、僕はもっと重要になっていくというか、とにかく5年たったから1歳違いでも、この取り残された方と後期高齢者医療保険の方へ行った方の夫婦があればね、それは全部この負担がかかってくるんだよね。そういうふうに僕は理解しているものだから、5年間はそういう激変緩和はするけれども、5年たったから1歳だろうが、2歳だろうが、夫婦が分かれ分かれになれば全部負担は重くなっていくというふうに理解しているんだけど、そんな理解でいいのかどうか。今から5年たてば、年の差関係なしに1歳でも年の差があれば、夫婦別々の制度になっちゃうんですね。（「5年間は猶予するということではないんだね」の声起こる）今から5年間だと。僕の理解はそういう理解なんだけど、そういう理解でいいのかということ。とりあえずその2点だけ。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 岡委員の質問にお答えします。

山田委員の質疑の中でも、国民健康保険に2人入ってみえる中で、おじいちゃんが後期高齢者医療保険でおばあちゃんが国民健康保険に残された場合の例ですけれども、当該世帯が4月1日からそうなりますが、5月19日現在のデータによりますと1,258世帯となります。1,258世帯の中で先ほどの山田委員にもお答えしておりますけども、いわゆる世帯平等割が半額になりますから、その1,258人を掛けますと1,887万円のいわゆる負担となります。それは全額保険者負担として保険税がそれだけ不足いたします。

それから、5年間ということですが、これは移行された方がおみえになった時点から5年間、いわゆる緩和をされるということですので、内容については先ほど来言っておりますように世帯の平等割額を半額にするということで、当然5年で緩和措置が切れますので、また戻るという形で、元に戻って負担がふえるということになります。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 じゃあ僕の理解が間違っていて、夫婦が要するに分かれ分かれになってから5年はいいよということで、例えばこれからこの世帯、後期高齢者医療制度が定着して、例えば6年たっても7年たっても、分かれ分かれになってから5年間はそういうふうに救済するよという、そういう意味ですか。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 岡委員の質疑ですけれども、いわゆる施行期日ですね、本年4月1日から施行しますので、本年の4月1日から5年間という解釈です。

◎上村委員長 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

再 開
午前10時30分 開議

◎上村委員長 再開いたします。

答弁を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 岡委員の5年間の緩和の期間でございますけども、これは地方税法の第703条の4第11項に特別世帯というのがございまして、特別世帯の中の特定同一世帯所属者、いわゆる国民健康保険に入っておって、資格を喪失して後期高齢者医療保険に移った方、その喪失した日の前日から以後5年間を経過するまでの間に限りということで、そういう5年間は軽減させていただきます。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 激変緩和などで一定の救済ということ言えば、それに対してとやかく言っても始まらないんですけども、国の方はもともとこういうことを想定していなかったのかどうかということと、なぜこれ市町村の管理になるのかね、これもう絶対にこんなもの地方自治体からしたらね、声を上げていかなかったらおかしい話で、その辺どう考えているのかということですね。

それから、国の制度の説明は、もともと今度の後期高齢者医療制度というのは、低所得者ほど負担は軽くなるよという説明をしてきたけれども、実際にこの調査をしていったら、低所得者ほど負担が重くなっているということ、そういう実態が明らかになったということが政府の答弁でもはっきりしてきたんですけども、その辺を含めてね、やっぱり地方からその声を上げていかなかったらいかなのじゃないかなと思っているんですけども、そういうことについてはどういうふうに考えているのか。ちょっと2点、お願いしたいと思います。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 国の方の後期高齢者医療制度が始まって、制度的にいろんな問題、課題が出ているわけですが、今、制度の改善案を出しておるさなかでございまして、やはり後期高齢者医療制度の低所得者対策、軽減措置が打たれる中で、じゃあ国民健康保険に加入してみえとか、被保険者の人はどうだとか、後からついてきたと思うんですね。ですから、国民健康保険も税ですので、地方税法を改正する中で国民健康保険税の税負担の軽減も図られたと。後期高齢者医療制度の被保険者の負担減をカバーするために公費で一定の負担するための税法が改正されたと思います。

それから、低所得者に対する負担が主張されておるといのは、これはまぎれもないことですので、これは何らかの形で、国に対して、国の負担になるように要望したいなと思いますけども、あくまでも保険者という一つの縛りがありますので、国民健康保険の保険者は自治体でございまして、その辺をいかに財政負担を緩和することが問題だと思います。これからまたいろいろと運協の中でも議論していかなければと思っておりますけれども、自治体からとにかく国の方へ要望するのは、市長会等でいろんな機会をとらえて、意見を言っていないかと思っております。

◎上村委員長 岡委員。

◎岡委員 全国市長会の国民健康保険に関連しての要望というのを、私、昨年度のやつを見させてもらいました。昨年6月の何日かの文書、きょうは持ってきてないんですけども。

結構ね、やっぱり現場のいろんな状況を踏まえて切実な項目が加えられていますけれども、今、後期高齢者医療制度が導入されたことを含めて、現場は大変苦勞しているというふうに思っています。問い合わせを含めた抗議の声も含めてね、いろいろ出てきているんじゃないかなと思ってるんですけども、そういう中で、市長会を通じて今まで言ってきたということは十分承知していますけども、一度ね、犬山市の現場や実態を踏まえて、犬山市としては、こういう項目を市長会を通じて要望をしたいんだということを、実際に犬山市の現場でまとめた文書をつくってほしいなと思うんですよ。今まで僕らが見させてもらっているのは、結果として市長会へ上げた文書を見させてもらっているんですけども、実際に犬山市の現場を含めて、犬山市としてはこんなことを市長会を通じて意見を申したいということで、そういう犬山市として取りまとめた文書というのを、この際練り上げていくべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ現場のいろんな声を踏まえて、犬山市として国に要望したい、市長会を通じて要望したいという、そういう文書をぜひつくって、僕ら議員にも、こんなふうに文書を犬山市でまとめて市長会を通じて要望したということで、そのときには現場の声やいろんなことを受けた中で、全然違うことがやっぱりあると思いますので、僕らの知らないこともいっぱいあるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういうのをつくってほしいなというふうに思いますが、そういう現場としてね、そういう文書化をされるべきだというふうに思いますが、その用意があるかどうかだけお答えいただきたい。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 用意はまだありませんが、とりあえず現場の声というのは大事ですので、いろんな角度、方面からいろんな課題について要望しておりますので、ぜひそういうものを取りまとめるようにしていきますので、よろしく願いいたします。

◎上村委員長 他にございませんか。

高間委員。

◎高間委員 ちょっと私もわかりにくいのでお尋ねしますが、今まで私、国民健康保険で75歳までは国民健康保険、それから75歳以上は後期高齢者医療保険、それから奥さんが、先ほども言われたように年齢差があり、若い年齢の方は、それから5年間はそういう形で負担軽減、それはわかりました。

今、お年寄りの方で、誕生日が75歳を超えた方、今までの国民健康保険から後期高齢者医療保険に変わった。これは保険料は安くなるんですか。その辺はどうですか。

◎上村委員長 答弁を求めます。

高木市民課長。

◎高木市民課長 基本的には保険料は算定の元が変わってきますので、国民健康保険の場合ですと、今までは基本的には国民健康保険は、税の中身に触れますけれども、所得割、資産割、平等割、均等割という、そういう税の中身になりますが、いわゆる後期高齢者医療保険の保険料の算定は均等割と所得割しかございませんので、例えば資産なんかがおありなった方については、後期高齢者の場合はその分はなくなりますから当然安くなってきます。

それから、現在、後期高齢者医療保険の方も激変緩和ということで、一応保険料の例えば均等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減、そういう軽減措置もありまして、従来の均等割が

4万175円が愛知県の場合ですけれども、そこから7割軽減ということで、低所得者についてはほとんど7割軽減になります。ですから、国民健康保険から後期高齢者医療保険に行かれた方は、先ほど岡委員が言われたように、ほとんどじゃないですけど、低所得者が大体犬山市の国民健康保険から移られた方は国民健康保険の税より安くなるのは事実であります。ただ全国的に見ますと、例えば名古屋市ですと、国民健康保険税に対する減額措置をどんどんやっていたので、いきなり後期高齢者医療保険に移られると減額措置がなくなってしまいますので、逆転するということがありますけれども、犬山市に限っては国民健康保険税を払ってみえた方が後期高齢者医療保険料では安くなるということです。

以上です。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 そうすると、今まで保険料で固定資産税やいろいろ払ってきた、そのものの形としては後期高齢者医療保険の場合は金額は下がるという形ですね。

それから、このサービス、これは4月から発足したわけですけど、かかりつけ医とか、私たちは今まで国民健康保険と全く変わりませんよと説明してきたんですけど、そういう中ではかかりつけ医ができた後期高齢者医療保険の場合は幾らまでがお金が使えるのかという部分が、全くちょっと私も見えてこないんですけど、そこら辺は全く国民健康保険と同じような形で進むものか、そこら辺の内訳、わかればちょっと教えてください。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 基本的には医療を受けてもらう中身については変わりません。ただ、後期高齢者医療保険の中で選択性でかかりつけ医を持つという、そういう制度になりました。1人の医師が専門的にその患者さんを診るという制度もできましたけれども、いわゆる包括診療医療制度と言いまして、一定の診療報酬を受けて、かかりつけ医が専門的にみる医療と、今までみたいに近くのお医者さんにかかっていたでもいいという、それは全く本人さんの選択性ですので、これは医療の内容が変わったわけではありませんので、今までどおり、従来どおり国民健康保険の保険証を使っていただいて医療にかかっていたのと何ら変わりはないということです。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 済みません。先ほど後期高齢者医療保険に移行する方、国民健康保険に残る方の世帯が1,258世帯ということをしたしかおっしゃったと思うんですけど、その中で、年齢差が5歳以上違う世帯というのは何世帯あるかというのは把握していらっしゃるか。してなきゃよろしいけど、しているかしていないか。してないとすれば、そういうのというのは調査できるんですかね。

◎上村委員長 高木市民課長。

◎高木市民課長 今の年齢の区分のことでございますが、トータルでは1,258人と言いましたけれども、5歳以上離れた方とかはちょっと資料はないもんですので、わかりませんが、ただ、内訳についてはわかると思います。年齢の差ですね。

◎上村委員長 後で資料はいただけますか。わかっているところだけ。

高木市民課長。

◎高木市民課長　すぐはちょっとこれは難しいと思います。すべての被保険者のデータを調べないかんものですから、年齢ごとに全部やらないかんからね。

◎上村委員長　山田委員。

◎山田委員　こういう制度を見直すときにはね、徹底的にやっぱりね、検証していかなあかんと思うんですね。だから影響する世帯は現時点で幾らあるのかと、やっぱり手間かかってもね、やっぱり調査しないと、本当に制度変えてね、一体どんな人にどういう影響があるのかわからんでは、やっぱりいかんもんで、本当は手間かかってもね、そういう労力は僕は惜しむべきではないと思っておるんですけど、もし今後そういう調査が可能であればね、どんな影響があるのかというのを僕らは知りたいし、やっぱり5歳以上年離れた人で少ないかもしれんけども、それなりにはみえると思うんですよね。だから、やっぱりそれが負担がぼこつとふえるというのは、何かちょっと酷な気もするし、やっぱり実態をきちっと調査していただきたい。今後こういう制度の見直しなんかは、ぜひそういうところまで徹底してね、行政の方も検証してほしいと思います。その点だけ指摘しておきます。

◎上村委員長　他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長　質疑なしと認め、第57号議案の質疑を終わります。

続いて、第61号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

中田庶務課長。

◎中田庶務課長　（第61号議案説明）

◎上村委員長　佐藤子ども未来課長。

◎佐藤子ども未来課長　（第61号議案説明）

◎上村委員長　滝指導課長。

◎滝指導課長　（第61号議案説明）

◎上村委員長　鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長　（第61号議案説明）

◎上村委員長　落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長　（第61号議案説明）

◎上村委員長　当局の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

発言を求めます。

山田委員。

◎山田委員　9ページの二次救急医療の負担金の関係ですけど、算定の根拠をちょっと教えていただきたいのと、それから、これ中央病院とさくら病院と江南厚生病院の3病院に対して休日と平日夜間の受け入れの調整だというふうに把握しておるんですけども、尾北医師会が仲立ちをするということなんですけども、ちょっとその直接病院との話し合いでなく、尾北医師会が仲立ちするという意味がよくわからないので、そこら辺のちょっと状況を教えていただきたいというのと、それから、これ小牧市も春日井市もあるわけなんだけど、やっぱり救

+

急医療体制って大事だと思うんで、小牧市、春日井市なんかのエリアも含めて、そういう枠にはならんものなのか、ちょっとそこの辺も含めて3点、ご答弁願います。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 この二次救急医療対策費の補助金につきましては、休日・祭日・年間数十回の夜間の分をそれぞれの病院で受け入れ体制を持っていただくということでお願いをしていて、この分につきましては大体71日とか72日ぐらいの日数になります。5月からは江南厚生病院ができたわけでありましたが、昨年までは愛北病院、昭和病院に分かれておりまして、中央病院とさくら病院と昭和病院で、ことしの5月からは江南厚生病院というふうになっております。

これの算定につきましては、それぞれの病院と調整をする中で、無制限に市町も金が出せないということがありまして総枠を決めております。総枠が大体4,900万円、5,000万円弱というのが総枠であります。これについては、実は平成16年までは県の補助金も出ていたわけでありましたが、平成16年から県の補助金がなくなりました。ただ、県の補助金がなくなったから、病院が受け入れ体制をするための費用が安くなるというわけではないものですから、その分も市町で割り振って現在は負担をしておいて、その当時から約5,000万円ぐらいのお金というふうに総枠をまず決めております。

この総枠のうちの人口割が35%、それから1件当たりの輸送割も35%、それから平等割を30%というふうに決めまして、それぞれの市町でそれを割り振りをしているわけでありまして、人口割につきましては、総枠の35%をそれぞれの市町が人口で割り戻すと。それから、輸送割につきましては、過去3年間の輸送実績を、総枠の35%を輸送割として各市町に、例えば犬山市ですと、犬山市の消防がどこの病院にどれだけ運んだかという、その件数で金額を割り戻して、それぞれの市町の負担を出しております。それから、病院の配分につきましては、それぞれの病院がどれだけ救急患者を受け入れたかということで配分をいたしております。

それから、尾北医師会が仲立ちをとというのは、直接この部分につきましては、病院との契約というのじゃなしに、3者契約みたいなことで、要はこういった体制を医師会として、病院も尾北医師会に入っているわけでありまして、そういった医療機関が体制をとるということを医師会と協定をし、それぞれの医療機関に市町がお金を負担をしていくと、こういう約束になっております。

それから、小牧市、春日井市のエリアについては、ちょっと私も現在のところ研究していませんが、ちょっとこういうことが可能かどうかということについても一度研究したいと思っています。ただ、現実には、夜間はそれぞれの今ですと3病院が受け入れをするという約束でこれだけの補助を出しておるわけでありまして、昼間とか、夜間でも本人が希望している病院が受ければ、そこに搬送するわけでありまして、特に犬山市から急患を運ぶエリアについて、そういった受け入れ協定が必要かどうかということも含めて一度研究したいと思っておりますので、よろしく願います。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 受け入れの枠は広げて、やっぱり安全・安心のことなんで、少しでも選択肢が広がることというのは非常に市民の皆さんにとっても安心にもつながることなんで、ぜひそう

いう連携もこれから模索していただきたいというふうに思いますが、その点はぜひお願いしたいというふうに思います。

ちょっと2点ほど確認をしたいんですけども、今、尾北医師会の方も、3者の協定になっているということなんですけども、尾北医師会にお金が入っておるということではないのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

2点と言いましたけど、それをとりあえず質問します。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 今の枠組みは、私ども事務局を昨年までやっておりまして、計算をいたしまして、それぞれの病院に直接この金額をお渡ししているということで、尾北医師会にお金が入るわけではありません。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 あとこれ休日と祭日とおっしゃったんですけど、たまたま僕、これ定例記者会見の資料の中で、これ休日と平日夜間と書いてあるんですけど、これ資料が間違っているんですかね。ちょっとそれだけ確認したいと思いますけど。

◎上村委員長 鈴木健康推進課長。

◎鈴木健康推進課長 申しわけありません。ちょっと私の説明が間違っておりました。休・祭日と平日夜間です。はい、申しわけありません。

ですから、例えば平成19年度でいきますと、合わせて438日、日と言うのか、まあそうですね。休日と夜間です。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 それから、ちょっとまた11ページの羽黒の学習等供用施設の関係なんですけども、これ自衛隊の方ではやっぱりこれは難しいということで、こうなったんだろうと思うんですけども、その辺どうなっているのかということと、あと、市内の学習等供用施設を順番にいろいろ補修していつていると思うんですけど、ほかの学習等供用施設も老朽化していつていると思うんですけど、そこら辺の状況だけちょっと教えていただきたいと思います。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 羽黒地区学習等供用施設ですけども、実は防衛庁の補助のエリアというところで、一度防音の測定はしたんですけども、騒音レベルが2級以上であれば、補助が対象になるんですけども、この地域は4級以下ということで、そこから外れてまして、この交付金の補助は受けられないということでございます。あと、学習等供用施設は六つございまして、丸山なんかは平成7年で新しいんですが、一番古いのが楽田が昭和58年ですか、であるんですけども、あと城東学習等供用施設が平成16年に空調の改修をしました。これは防衛施設局の補助です。平成18年に南学習等供用施設、これも補助を受けて改修しまして、本年度上野を防衛施設局の補助を受けて改修する予定であります。あと残るのは羽黒と楽田ですが、羽黒はこととして、楽田も現在の実施計画にあげながら改修していくつもりであります。

◎上村委員長 他に。

小林委員。

◎小林委員 11ページですが、今の城郭調査委員会のメンバーですね、どんな方で、何人おられるのかということをお尋ねしたいのと、それから、今回の調査委託料754万5,000円出ておりますけれども、一般質問でもあって、なかなか厳しいような状況も聞いておるわけですが、歴史文化財というんですか、4部門会あるようなんですけどね、特に歴史文化的な遺産登録では非常に要望も多くて、かなりランク的に言うと、いわば活動の城郭群がどんなような位置づけにあるのか、ちょっと見通しがかなり厳しいのではないかなというような気もしておるところですが、具体的にはコンピュータ・グラフィックか、3次元というようなことで、ここまでのものが必要になるのかどうかですね。その中に、ただ城郭というのは非常に絞りづらいかなと思うんですが、その辺の背景ですね、史跡調査等もやることになっておるのかどうかですね、その辺も含めてご回答いただければと思います。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 まず、1点目のメンバーですけど、これも私ども初めてのことでございますので、どんな方がいいのかということもありまして、県の助言をいただき、また白帝文庫の館長さんで実際に白川郷の伝建やら世界遺産登録についても詳しい岐阜女子短期大学の学長さんの松田之利先生などにご助言いただきながら、一応、まだあくまでも案ですけども、奈良大学の文学部の千田嘉博先生、この方は小牧市の史跡などの調査もなさったということで、まずその方を核というか一番トップに、あと千田先生にもご助言をいただきながら、愛知県の埋蔵文化財センターの職員の方とか、あと専門教授の方とか、松田之利先生なんかも入っていただきたいというふうに考えております。

お城は厳しいのではないかとということですが、確かに委員さんおっしゃいますように、今、実際には、ことしも岩手県の平泉の文化遺産が登録延期という勧告を受けているようでございます。この遺産登録には、国内では文化遺産が11件、自然遺産が国内では14件、世界的には文化遺産が660件もあるという中で、厳しいのではないかとということも考えているわけです。そして、今、暫定リストに載っている遺産が8件もありますし、松本城のように継続審議という再提案の提出を求められるというような状況の遺産が32件もあるという中で、文化庁もこれらの資産の整理を行っていることではないのかなというふうに考えております。

ですので、いずれにしても、世界遺産の登録を目指すことには変わりはありませんけれども、まず、一般質問でもご説明申し上げたと思うんですが、犬山城の天守閣だけでは資産価値としてはインパクトがないということで、それを補完するための天守閣を含めた城山一帯を史跡指定ということで考えておりまして、それが第一段階ではないかなというふうに考えております。既に、姫路城や彦根城が国の特別史跡ですし、松本城も国の史跡に指定されておりました、世界遺産の登録遺産のコアになっております。そういうことで、さらに今後検討していきたいというふうに思っておるわけでございます。

コンピュータグラフィックの関係ですけども、これはCGのデータ化ということで、今回760万円近い予算を計上していただいておりますが、実際に遺構の跡を読み取るため、目に見える手法として必要があるということでございまして、CGをとることで、今後遺構がなかなか残っていないということも考えられますので、遺構が目に見える形でCG化してみたいということで、今回の予算は計上させていただきます。

あと、城郭の範囲は、外堀までを城郭と言いますけども、まずは、内堀は福社会館のところが内堀の大体の範囲になります。外堀は、これは図書館の方までいっております。名栗町や木ノ下町がある愛宕神社あるところですね、そこまで入っておりますけども、今年度は城山をまず調査するということが、まず第一段階ですので、今後は委員の皆様のご意見をいただきながら、どういうふうにしていくかは考えていきたいというふうに思っております。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

大沢委員。

◎大沢委員 今の城郭の調査に関連して1点、聞かせていただきたいことがあります。

先ほどご答弁の中にもありましたけども、彦根城はもう既に世界遺産の暫定リストに入っているのと、松本城もその継続の審査対象になっているというようなことは、私も把握しております。これから足並みをそろえていくのに、やっぱり大分現時点でそういう動きをしてなかった犬山城というのは、その2城に比べると足並みとしては大分おくれたところにあるわけですね。今回、この現況調査を始めるわけですけども、先ほど2城の動きに追いついていくために、どのようなスケジュールというのを、現時点で大体想定して動いていращるのか。

また、これに見込みがあるからやられるんだと思うんですけども、いずれにしても、自分の財布でやらないきゃいけないことなのですから、本当に見込みがあるのか。後々むだな動きだったというふうに思わないためにも、その辺見込みと、それに向けた意気込みというか、やるぞという、それに向かっていくという方針なのか、その辺を確認でお願いいたします。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 確におっしゃいますように、犬山市は全くゼロからのスタートで、彦根市も松本市も整備計画やら、そういうのはもう既に10年くらい前からやっているということです。世界遺産以前の問題でも、松本市なんかは整備計画を立てながら進んでいる中で、犬山市の場合は全くゼロからですので、そういうことも松本市さん、彦根市さんをご承知の上での私どもの研究会を立ち上げていくということです。私たちもできるだけ早く2市に追いつくように努力していきたいというふうに考えています。

私ども事務局としてかかわっていく以上は世界遺産というのが当然目標でございますので、それに向けて進めていくということですが、先ほども申し上げましたように、まず城山の調査をしながら、遺構等も出てくるかどうか、また今後の、来年度、遺構の発掘調査もできればなというふうに考えておまして、その上で整備計画や保護管理の策定についても徐々に計画していきたいというふうに考えております。

◎上村委員長 奥村生涯学習部長。

◎奥村生涯学習部長 今のお話の中で、世界遺産というような非常に高いハードルということで、ただ、私どもとしては志を高く持っていきたいという気持ちは持っております。今でも世界遺産に向けての目標施設というふうに考えております。特に、一つは、今まで城が個人の城、全部ではありませんが。そういうようなことで実際の調査というのがほとんどされてない状況です。一つは、そういう時代的な背景も含めて、遺構調査もしていくことによって、その現在の天守閣もですが、今は天守閣しかないんですけども、その周囲も含めて調

査していくことに意義あることだと思っていまして、むしろ段階的にはそちらの方が主だと。その延長線上の中で世界遺産に推薦をすると。まず段階的な中で進めていくことを、まずとりあえず、先般も申し上げましたように、国の史跡ですね、それがまず第一段階。それと、あと城下町の景観計画、これは伝建とかそういうものを組み合わせる中で、世界遺産への足がかりとしたいというふうに思っております。

あと、先ほど課長の方からお話しましたように、そういう委員会等の中でいろいろ研究をしながら整備計画とか、そういうものもつくと世界遺産にはなれないということと、あとは文化庁の方にもそういうものを出さないと、世界遺産にはなれないということでありますので、それは今、松本市が暫定における登録をしましたので、その中で連携を図り、単独ではなく、あくまでも松本城、彦根城、姫路城、4城の中で進めるということにしていますので、よろしくをお願いします。

それと、あともう一つ大事なことは、これは犬山市だけの提案ということではありませんで、愛知県と犬山市が提案者となっておりますので、県との歩調も合わせながら進めなければならない点もありますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

以上です。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

堀江委員。

◎堀江委員 今、部長にちょっと、確かにいろいろ夢は大きく、それはいいわ、言葉は。だけど、少なからずもお金を使って、税金を使うわけだから、結果が求められると思うんです。これだけはしっかりと自分に持つてもらわないかんよ。結果がなくて、後で駄目になったら、だれが責任とるっていったら、ここだれもおらへんのだ。夢はいいけど、確実にそれだけは、これからの将来、しっかりと責任を取れるような意を持ってもらいたい。

以上。

◎上村委員長 高間委員。

◎高間委員 あと1点、質問。これちょうど国宝犬山城は名勝木曾川でつくってきたんだということ、一緒のあれですけど、ちょうど各派でいただいた部分で、適切に町並み保存と活用を図るため伝統的建造物の保存条例の制定についても検討したいと、このようにされていますけど、私はこれからこの平成20年、平成21年ハードの部分で、城下町という形で新しい町並みができてくる。そういう中でそういうグレードを上げる部分での伝統的建造物の保存条例の制定はいいと思います。そういうことでのメリット・デメリットの部分があると思いますが、こういうものを制定することで、グレードが上がれば私はいいかなと。こういうことをどのようにこれから検討していかれるのか、ちょっとわかればお聞きしたい。

◎上村委員長 落合生涯学習課長。

◎落合生涯学習課長 確かに、この城下町地区は登録有形文化財も多く、町割の残っている地域でもあります。伝建の導入ということで、既に昨年度、本町、中本町の地域住民の皆さんからも要望書が提出されておりますので、そういうことも背景にございますので、伝統的建造物の保存条例の制定についても検討したいというふうに思っております。

◎上村委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎上村委員長 質疑なしと認め、第61号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論を省略することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

休憩いたします。

午前11時23分 休憩

再 開

午前11時29分 開議

◎上村委員長 再開いたします。

これより、採決を行います。

最初に、第56号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎上村委員長 挙手多数。

よって、第56号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第57号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎上村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

再 開

午前11時32分 開議

◎上村委員長 再開いたします。

続いて、当委員会に送付されています2件の陳情第2号及び陳情第4号を議題といたします。

最初に、陳情第2号 介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情を議題といたします。これをどのように取り計らいますか、ご発言を求めます。

岡委員。

◎岡委員 趣旨はよく理解できるんですけども、陳情で上がってきているとね、国に意見書を上げてほしいという中身の中で、確かに介護に携わっているいろんな職員の待遇改善というのは本当に必要になってきているものですね、やっぱり事務局サイドで、これ陳情でもってきたときに、うちの議会に陳情だと、なかなか意見書というふうにはならないから、請願に切りかえてもらった方がいいよというアドバイスも含めてやらないと、これせつかくの願意も、これまあ陳情でも、もちろん委員会でいいよということで、今までも採択して意見書を上げたケースもあるけども、十分ちょっと事前の学習も含めて、僕らもバクっとは大体こういう状況だとわかるんだけどね、今の中では、よくご理解をさせていただきたいという感じにしかならないかなあ。これで承りましたと。最後の実態を知ることだなあということだなあ。

◎上村委員長 他にご意見ございますか。

小林委員。

◎小林委員 いちにありますけども、介護士の待遇改善ということで、仮に意見書としてどうでしょうね、介護全体もう少し幅の広い視野から見たものが一番いいんじゃないかと。どうもこの要素だけではわからない気がいたしますので、聞き置く程度ということで、ただ今後の見解としてはね、そういったことかもしれませんので、そういうことをちょっと感じました。

◎上村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

再 開

午前11時38分 開議

◎上村委員長 再開いたします。

それでは、陳情第2号については、拝聴ということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎上村委員長 それでは、陳情第2号につきましては、拝聴ということにいたします。

次に、陳情第4号 子どもたちへのゆきとどいた教育の実現を求める陳情書を議題といたします。

どのように取り計らいますか、ご発言を求めます。

岡委員。

◎岡委員 犬山市で同時に少人数学級編制している中で1億5,000万円持ち出しになってきているわけで、国の制度として実現できるのであれば、市としてはいろんな施策展開が可能なわけで、当然のことだと思うんですけども、この一般的な文章ということではなくて、むしろ犬山市の実情を踏まえた文章で、ここはやっぱり国に対しては何らかの形で働きかけるというのは必要になってきているなということは感じております。

だから、この陳情は陳情で今みたいな形で承る形にして、また別途、犬山市の実情を踏まえた形で犬山市の議会として意見書を、こういう陳情も踏まえながら、犬山市の実情をもう少し書いてね、9月議会なら9月議会に議会として各派で意見書を取りまとめるという形で進めていったらいいんじゃないかなという感じを受けています。ですから、この陳情に対しては承りましたと、拝聴しましたということでどうですか。

それから、今のことを含めてね、犬山市の実情をもうちょっと含めた形で各派で意見書が出せないかなというふうに思います。

◎上村委員長 山田委員。

◎山田委員 国の責任でという部分でね、政府へも要望していただきたい事項というのが入っているわけですけど、犬山市では30人程度学級というのはもう既に実践してきておりますので、あと内容として、私学助成の大幅増額とか、教育予算の大幅増額なんですけれども、いずれにしても、ちょっとまあ議論が分かれる部分も中にはあるんだけども、犬山市として実践している部分もあるんで、お聞きしましたということでね、また今後ね、必要があればそういうふうな精神で考えるということで、陳情に関してはお聞きしましたということで。

◎上村委員長 他にありますか。

〔「拝聴」の声起こる〕

◎上村委員長 委員の意見を集約しますと、拝聴ということでございますので、それでは、陳情第4号については、拝聴ということにいたします。

以上で、本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、委員会を閉じます。

午前11時42分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

民生文教委員長

+

+

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第56号議案	犬山市保育の実施に係る保育料及び利用料の徴収に関する条例の一部改正について	平20.6.16	原案可決 (全員一致)	平20.6.18
第57号議案	犬山市国民健康保険税条例の一部改正について	〃	原案可決 (全員一致)	〃
第61号議案	平成20年度犬山市一般会計補正予算(第3号)	〃	原案可決 (全員一致)	〃
平20陳情第2号	介護職員の人材確保の意見書採択を求める陳情	〃	拝聴	〃
平20陳情第4号	子どもたちへのゆきとどいた教育の実現を求める陳情書	〃	拝聴	〃

+

+

+

+

+